

令和7年9月18日

第27回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第27回総会議事録

1. 日 時 令和7年9月18日（木）午後2時00分
2. 会 場 市民センター（市役所本庁舎西側） 3階 303会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曜地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通	16番 尾形 寅昭
17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫
20番 斎藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光	
5. 欠席の委員 13番 菱沼寿美恵
6. 事務局の出席者 事務局長 阿蘋 裕之
次長兼農地係長 斎藤 良紀 主任 小野 亜希子
主事 鈴木 萌花
庶務係長 丹治 薫

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 現況確認正明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
- 第6号 令和8年度農地等利用最適化推進施策についての意見について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農技法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
- 第7号 「農業経営基盤の強化の促進に対する計画（地域計画）」の変更に係る意見について（回答）

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	13番 菱沼寿美恵委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第27回総会を開催いたします。
	福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
	7番：山岸由美子委員、18番：柴田徳男委員を指名いたします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。
	福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
	会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。
	議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	まず、初めに議案の訂正がございます、本日お配りしました訂正表をご確認ください。
	【議案第1号から報告までを上程する。(156件)】
	合計156件、令和7年9月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、地上区分権設定1件、使用貸借権設定1件、計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番 (発言を求める。)
議長	柴山委員 (発言を許可する。)
3番	整理番号1番について説明いたします。この土地は、道路に面した住宅に挟まれた農地であります。面積から見ても、家庭菜園に適していると思われます。所有権移転の申請は問題ないものと思われます。
	整理番号2番について説明いたします。これは譲受人が譲渡人の土地を借りて営農型発電の事業展開するものであります、3年に1度の申請で今回3回目の申請となっておりますので、問題ないものと判断せざるをえないわけであります。本来、自分自身の営農のために利用するものであれば問題ないわけでありますけれども、人に貸しての営農型発電は、もっと

	規制を厳しくてしかるべきではないかと、区域協議会では話し合われました。以上、2番は区域協議会では問題ないと判断いたしましたので、皆様ご審議よろしくお願ひします。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
議長 次長	区域番号3番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
議長	議長9番（発言を求める。）
9番	曳地委員（発言を許可する。）
議長 9番	整理番号3番、4番について説明いたします。 どちらも所有権移転の案件です。まず初めに3番についてですが、譲渡人と譲受人は、兄弟関係にありまして、姉が妹夫婦に、最初贈与ということで考えていたとのことですが、贈与で所有権移転すると税負担が高額になるため、弁護士と相談の上、税務署との協議を行い、売却の上、所有権移転とすることになったそうです。現在も管理されており、今後妹夫婦は野菜等を作つて管理していきたいそうです。金額がすごく高い案件ですが、ここはもうほとんど街場であり、市街化区域のため高額になってるということと、弁護士、税務署が入つてのお話なので、妥当かなということで、区域協議会では判断いたしました。 次に4番についてご説明いたします。譲渡人は、県外在住であり、近くで管理できる方に、譲り渡したいということで、所有権を移転するものです。譲受人は、この土地のすぐ近くに住んでおり、野菜等を作つてていきたいということで、現在保全管理はきちんとなされていて周りの農地に影響はないと考えられます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
議長 次長	区域番号4番、整理番号5番及び6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長 14番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
議長 14番	議長14番（発言を求める。） 渡邊委員（発言を許可する。） 整理番号5番、6番について説明いたします。
	5番の案件につきましては、区域協議会で大変熟慮した案件でございました。まず単価の面で、この場所は、飯坂と桑折を結ぶ道路沿いにあり、結構便利なところでございまして、坪単価にすると、5,700円、5,800円ぐらいなので、昔からそのぐらいの金額であり妥当であると判断いたしました。譲渡人は、夫が亡くなつて以来、樹木を伐採しまして、現在は草刈等の維持はしていますが、何とか早く処分をしたい、誰かにやって欲しいという願いがあつたようでございます。それから譲受人につきましては、東京在住ということで、耕作できるのかという話がありましたけれども、もともと譲受人は湯野出身であります、この畠の近く、100メートルほど離れておりますが、そこに自分名義の自宅を持っておりま

	<p>す。月に1週間から10日ぐらいは帰ってきて耕作しており、自分の持っている約3反歩の田んぼにつきましては、作業を委託しておりますけれども、自分で栽培というようなことで現在もやっておりますので問題ないのかなと思っております。高齢なので、耕作するのが難しいのではないかというような問題になりましたが、譲受人は元気であり耕作に問題ないという話もありました。また、飯坂町に譲受人の甥が住んでおり、いすればその方にやっていただきということを聞いておりますので、区域協議会としましては、譲受人は現在田んぼも耕作し、自家用野菜もつくっており、今度所有する畠には、かぼちゃやブドウ等を作りたいという大変強い願望があります。その上、事務局には誓約書を提出しておりますので、区域協議会としては、熟慮した結果、問題ないものと判断いたしました。</p> <p>整理番号6番につきましては、譲受人が以前から譲渡人の畠を借りてももを栽培していたようです。調査書によるとリンゴをこれから植える予定であり、この畠は、譲受人の自宅の前ということで、大変便利なものですから、この方も高齢ではありますが、家族も農業に携わっており、区域協議会としては問題ないものと判断いたしました。整理番号5番6番について、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いしたのですが、整理番号5番に関しては、見守ってください。
	よろしくお願ひいたします。
14番	はい。
議長	次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号7番について説明いたします。譲受人が規模拡大のため、所有権移転する案件です。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号8番から11番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号8番について説明いたします。譲渡人は農業を以前から営んでおらず、申請地は保全管理している状態でした。譲受人が規模拡大として、ももを栽培をしたいということで使用貸借権設定をする案件であります。
	9番につきましては、5年ほど前から口約束により耕作していたのですが、今後も譲渡人が

	<p>耕作する見込みがないために、所有権移転することになりました。</p> <p>10番につきましては、譲渡人と譲受人は親子であり、父親が高齢により耕作が難しくなったため、息子である譲受人が生前贈与を受ける形になりました。</p> <p>現在申請地は果樹を伐採しており、今後ブルーベリーとイチジクを栽培する計画ということです。</p> <p>11番につきましては、譲渡人と譲受人はいとこ同士であります、譲渡人は農業を営んでないため、農業している譲受人に申請地を贈与するということになりました。</p> <p>いずれの案件につきましても区域協議会で問題ないと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。</p>
次長	<p>議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃貸借権設定2件、計4件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。</p> <p>区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
3番	<p>議長3番（発言を求める。）</p>
議長	<p>柴山委員（発言を許可する。）</p>
3番	<p>整理番号1番について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は息子の妻という関係であります、譲渡人の息子はすでに他界されております。転用目的の理由は、駐車場敷地です。この土地は住宅に囲まれた第3種農地であります、周辺に及ぼす影響もないと思われます。</p> <p>2番につきましては、議案第1号で説明したとおり、太陽光パネルの足の部分のポールの賃貸借権設定の申請であります。議案第1号のとおり、問題はないものと判断をいたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p>
8番	<p>議長8番（発言を求める。）</p>
議長	<p>浪岡委員（発言を許可する。）</p>
8番	<p>2番についてですが、営農型発電ですと、この下で作っている農作物に対しては、確かに目標数値があって、それはきちんとクリアされているのでしょうか。その数値を把握するには、どこが管理しているのか、農業委員会事務局でも携わっているどうか、ちょっと教えていただきたいです。</p>

3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	この下で栽培されておりますのは、シャインマスカットです。なかなか実績が上がらないので、悩んでいるとのことでありました。土地そのものの管理はきちんとされておりますが、大変難しい品種でございまして、なかなか実績が上がっていないとのことであります。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	目標数値が確か5年で一区切りになっていて、それがクリアされてなかつた場合にはどんなペナルティーとかがありますか。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	この申請は3年に1回であり、その都度、目標数値は上がっているとは思います。また、その都度、栽培管理方法等をJAふくしま未来松川支店から指導を受けているということです。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	ただいま収量等の確認のご質問いただいたのですが、この営農型太陽光の発電の場合ですと、単収の8割という収量が義務づけられています。そちらの方は年に1回の報告を農業委員会の方に出していくような形になっております。それを確認するという形になっておりますが、今のそのペナルティーというお話がありますが、どうしても収量が上がらないような場合には、パネルの撤去を指導するような形になるかなというところでございます。
8番	わかりました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号3番について説明いたします。議渡人は去年の暮れに病気が発覚したということで、遠方からきて耕作するのが大変なこともあります。今年は手入れをされていない状態でした。譲受人は幼稚園等の福祉事業をやっているところです。譲受人が以前から保育園の近くに駐車場を探していたということで、今回この土地が候補地にあがり、今回賃貸借権設定をするものです。この場所ですが、周りが去年地区計画により開発されており、住宅地の端の方に位置しております。住宅地の開発の近くであり、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
14番	議長14番(発言を求める。)
議長	渡邊委員(発言を許可する。)
14番	整理番号4番について説明いたします。この場所は現在畠にはなっており、現在譲渡人ではない別の方が柿を耕作しております。申請地の周りはほとんどが住宅地で、なかなか農作物作るのは難しいと耕作している方はおっしゃっておりました。譲受人につきましては、畠のすぐそばに住んでおり、この土地を所有権移転で露天資材置場並びに駐車場として利用していきたいというようなことでございましたので、区域協議会では問題ないと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の変更承認申請1件、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
3番	議長3番(発言を求める。)
議長	柴山委員(発言を許可する。)
3番	整理番号1番について説明いたします。地区計画として、数年前から計画されておりましたが、事業が遅れて、遅れた間に建築資材、人件費の高騰によりまして、当初の計画通りに進めるのが難しくなり、変更を余儀なくされた案件であります。まず当初計画されていた商業店舗が縮小され、別の商業店舗が建設される申請であります。また、転用面積が縮小されております。これは、地権者との折り合いがうまくいかなくなつたためだそうです。今回、建物等が縮小されますが、その代わりに多目的広場を追加し、各種イベント或いは地域との連携のために、防災のための避難場所等としても利用してもらえるとの考えがありまして、地域としては大変ありがたい変更だと思っております。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号2番について説明いたします。これは西道路トンネル工事のための一時転用であります、トンネル工事において、想定していない巨大な岩が発見されたということで工事を延長し、継続して工事を施工するためのものであり、区域協議会としましては、問題なしと判断をしました。
	ご審議をお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり承認と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求める。
次長	7ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号1番について説明いたします。願出人は今年の4月に兄が亡くなったために、この土地を相続して所有することになりました。震災により現地に行く途中の橋が崩れており、進入経路もなくなってしまったため、耕作放棄したそうです。願出人は遠方に住んでいるため、管理ができないということで、農業委員、推進委員、事務局の3名で現地確認に行き、現況が山林化していると判断しました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号2番について説明いたします。もともとパイロット事業で開発された土地だったそうです。現在は願出事由のとおり、ほとんど耕作できない状態になっている土地で、8月21日に、農業委員、推進委員、事務局の3名で現地確認した結果、すでに山林化しており再生は難しいと判断し、区域協議会でも同様の判断をしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号3番から5番までの3件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号3番について説明いたします。この場所は耕作者であった申請人の母が病気のため、昭和40年代に耕作放棄し現在に至っています。
	整理番号4番について説明いたします。この場所は耕作者であった申請人の父が体調を崩したため、平成15年に耕作放棄し現在に至っています。
	整理番号5番について説明いたします。耕作者であった申請人の祖父が平成7年頃になくなり、申請人の父は遠隔地に住み、病気のため耕作放棄し現在に至っています。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	ちなみに立ち合いされた方は、この写真を見ればわかるとおりですけれどもどのように判断されたのでしょうか。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号5番については、農業委員、推進委員、事務局の3名で確認しました。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	調査日がすべて違っており、現地調査するのに非常に効率が悪いように思うのですが、どのような土地なのでしょうか。
議長	古関委員今の質問に対して回答願います。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号5番については、農業委員、推進委員、事務局の都合上この調査日になっております。

議長	整理番号3番、4番については、同じ方が調査に行っているのに、調査日が違うのはなぜでしょうか。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	<p>補足説明をさせていただきます。整理番号3番に関しましては、昔、山の中に、清水が湧いておりまして、その清水でもって田んぼを作っていた場所です。その清水の場所まで行くのに、200メートルぐらい森林の中を超えていかないといけないような場所でした。そこに行つて確かに昔ここに小さな水田があったようだなという痕跡は認めましたが、そこまで行くのに、随分苦労しないといけないような状況で、これはもう誰でも放棄してしまいたいような場所でした。</p> <p>整理番号4番ですが、これも昔、清水があって、そこを開墾して田んぼにしてたそうです。昔の人は、そういう水がなくても、清水があるところには、田んぼを作っていたようすけれども、これもその現場まで行くのに、タブレットのGPSも届かないようなジャングルのような山の中を超えていき、写真を撮つて参りました。天気がよかつたのですが、昔から清水が湧いている場所なので、地面もぬかるんでおり長靴も沈んでしまうような場所でした。誰が見てもここは山林と判断するしかないなというような場所です。</p> <p>下川崎というところは、昔、本当に山の中に、開墾をして畑とか田んぼを作った経過がある土地であります。今になって、相続した人がわかつたり、放棄してゐる人が大変いたりして、下川崎地区の8割ぐらいがもう山林であります、これからも下川崎地区ではこういった場所を我々は審議しなくてはならなくなるかと思います。</p> <p>写真を撮つてる時間の、何百倍もかけて時間をかけてそこに到達するような場所です。今後も多分、相続した方が放棄したり、もしくは中には相続放棄までする方がいると思われます。</p> <p>大変な場所でしたが、整理番号3番と4番は、農業委員、推進委員、事務局が確認しました。以上です。補足説明を終わります。</p>
議長	<p>大変なところ、ご苦労様でした。もう山林化している部分と、そういうところを開墾して、今に至ったということだと思います。</p> <p>これは問題ないとは思いますが、何度も申し訳ないのですが、日程が違うのは大変だったからということでしょうか。</p>
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を求める。）
次長	<p>日付が違うのは申請が出てくるタイミングもございます。例えばまとめて案件が出てくれば同じ日に事務局で日程を調整させていただいてまとめていくということも可能かと思いますが、ぱらぱらと申請があがると、やはり週に1回とかそういう形で調整をさせていくようになりますので、今回は日付が違っています。</p>
議長	わかりました。柴山委員も大丈夫でしょうか。
3番	わかりました。
議長	それ以外に、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を求める。）

1番	かなり大変な状況のところに行ってこられて写真を撮られたというお話を伺いましたが、以前にもお話をさせていただいていましたが、今は衛星写真で綺麗な写真が見えるような状況ができていると思います。そこまでして現地の写真を撮らないといけないのでしょうか。その辺は今後考えていかないといけないのかなと思うのですが、関西の農業委員会では衛星写真 자체を現地の写真ということで認めてやっているということが以前に農業新聞に出てたと思います。したがって、福島市も1、2年前の現地写真は確認できると思いますので、1、2年前から山林化であれば現在も同じというように判断できると思いますので、これからはそこら辺を検討していただければと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	今後現地に向かなくてもいいような方向で事務局の方、ご検討をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
主任	議長 (発言を求める。)
議長	事務局 (発言を求める。)
主任	6月か7月の総会の時も同じように栗原委員からお話があったと思いますが、やはり危険を冒してまで行く必要はないというお話はさせていただいております。衛星画像等で山林に囲まれているような状態の場合は委員と事務局で協議して目視でもいいのであれば、その写真を衛星画像等の写真を添付に変えてもいいのではないかという判断を検討しているところであります。
	今まだ来年度どうするかという協議の段階ではありますけれども、衛星画像を使うことも市長部局内とも今検討していまして、そちらを使用して、できるだけ明確に判断できるようなものであれば取り入れようかなというふうな段階にはきておりますので、今後も引き続き検討していければと思います。したがって、結論は目視をお願いします。
11番	議長11番 (発言を求める。)
議長	菅野委員 (発言を許可する。)
11番	基本的には現地行かないといけないということですか。
主任	議長 (発言を求める。)
議長	事務局 (発言を求める。)
主任	基本的には目視で、危険を冒してまで行く必要はないかと思います。
11番	議長11番 (発言を求める。)
議長	菅野委員 (発言を許可する。)
11番	熊が出るから現地がいけないというように一筆書く必要がありますか。
主任	議長 (発言を求める。)
議長	事務局 (発言を求める。)
主任	一筆というよりは現地に行った写真ではなくても、事務局で所持しているタブレット等で、確認がとれればそれで対応し、わざわざ行かなくてもいいかなと思います。
11番	実際にそういう筆ばかりではないかと思います。
主任	確かに実際そういうところが山林化しているところになるので、申請人が窓口に来た際も、今熊出没の危険性がありますので、現地へ行くことが困難であればこの辺だとわかる写真を添付していただいております。
事務局長	補足ですが、目視の言葉の使い方が、目視というと多分現場目視とそういうふうな使い方なので、必ず現場は必須なのかという質問だと思います。今お答えしているのは、写真や衛星

	写真とか、そういうものできちんと確認ができるものについては、それを変えてよいのではないかということで今、事務局の方は判断しているところであります、1度この部分はちょっと不明瞭になっている部分がありますので、1回事務局の方で整理をして次の区域協で説明をできるように、準備を整えていきたいと思います。
14番 議長	議長14番（発言を求める。）
14番 議長	渡邊委員（発言を求める。）
14番 議長	9月26日に調査を行う予定なのですが、その日から適用してもよろしいですか。
次長	事務局としてはどうでしょうか。
議長	議長（発言を求める。）
次長	事務局（発言を許可する。）
次長	場所がたどりつけないところであるならば、今のような対応をしていただければと思います。
19番 議長	議長19番（発言を求める。）
19番 議長	武田委員（発言を許可する。）
19番 議長	委員の立場からすると、住所が載っているので住所を調べてくださいということだと思います。命がけで行かないといけないというようなところは別にして、山や谷を越えていけばいけるような場所でも住所は指定されているので、その住所は行って現地の写真を撮ってこないといけないのではないかというように思っておりました。それは間違いではないということでよろしいでしょうか。
議長	そのとおりだと思います。ただ、今事務局からいろいろ説明があったように、危険を伴うとか、あとそこまでたどり着くのにかなり困難な状況であれば、そこは今まで通りではなくて衛星画像等で、とりあえずは対応していただければと思います。
	今回の29日に調査に行くところに関しては、その場所とその状況を見ていただいて、これは熊が出没しそうであるので無理だという判断になれば、事務局と相談していただければと思います。
	それ以外にご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
3番	議長3番（発言を求める。）

議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	整理番号1番について説明いたします。借受人は長ねぎを栽培する予定です。借受人はこの農地を借りて長ねぎを栽培すると農地面積70aほどの長ねぎ専業農家となります。先の農業ふれあい体験事業でも研修を受けている農家であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号2番について説明いたします。借受人はこの畠でもも栽培をしておりまして、後継者もあり、今後も栽培していくということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号3番について説明いたします。この土地は以前から借受人が耕作しており、基盤法から移行し、中間管理機構を通して貸借を行う案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号4番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号4番について説明いたします。貸付人と借受人は友人関係であります。貸付人は湯野地区では、かなりの面積で果樹栽培、主にリンゴをやっている方ですが、手が回らなくななり借受人に相談したところ借受人が今回初めてぶどう栽培を行うことになりました。区域協

	議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号5番から13番までの9件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号5番から7番、8番から10番、どちらも法人で大規模にやっている方なので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号11番については、借受人は新規就農2年目であり、きゅうり栽培を一生懸命やっている方なので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号12番、13番については個人で一生懸命やっている方なので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号14番及び15番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号14番、15番については、同じ借受人であり、住所は市外となっていますが、居住地は区域内に住んでおります。隣接する田んぼを耕作しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号16番から18番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号16番について説明いたします。面積は小さく、借受人がリンゴ栽培をする予定であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号17番について説明いたします。本案件は新規設定であり、借受人は貸付人の息子

	<p>であり、新規で田の跡地にももの栽培を行う予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号18番について説明いたします。申請地は水保と佐原の地区境にあり、面積は大きいですが、借受人は農業用機械を所持しており耕作可能で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。</p>
庶務係長	<p>次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。議案第6号 令和8年度農地等利用最適化推進施策についての意見についてでございますが、これまでの経過についてご説明させていただきます。こちらは、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、関係行政機関、すなわち福島市に対して、農地等利用の最適化推進のための具体的な意見を提出するものです。</p> <p>5月の区域協議会で各委員の皆様に、昨年度の意見書を基に、修正・追加・削除・新規等の意見項目についてご検討いただき、6月の区域協議会でそれぞれご提出をいただきました。各区域協議会会长にご意見を取りまとめていただいた後、事務局で原案を作成しました。さらに、去る7月23日に渡邊委員長を座長に農政対策小委員会を開催し、取りまとめた最終案でございます。</p> <p>それでは、内容について、大項目の紹介をさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地利用の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消 2 新規就農の促進と担い手の確保 3 農作物被害からの復旧や今後の対策 4 農業振興方策 <p>以上の4項目でございます。次に、意見書の取りまとめにあたっての考え方などについて、渡邊委員長よりお話を頂きたいと存じます</p>
14番	<p>事務局より意見取りまとめの経過について説明がありましたので、私からは、取りまとめにあたっての考え方、内容等についてご説明いたします。</p> <p>昨年度提出した意見書の、4つの大項目を継続しまして、各区域協議会から挙げられた意見を追加し、継続の意見については市が状況を十分把握し取り組んでいる意見についてはリード文に移すなどの整理をしております。</p> <p>今年度は、項目に新たな意見を追加したものが9項目あります。</p> <p>また、意見に対する施策がすでに実施されているものを確認し、前回の意見から削除した意見もあります。</p> <p>以上を踏まえ、意見書（案）を作成し、去る7月23日に中村会長および尾形会長代理出席のもと、農政対策小委員会におきまして、議論を行い最終案としてまとめさせていただきま</p>

	した。 我々の意見・要望が一つでも多く施策に反映するよう、10月3日に意見書として市長へ提出いたしますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 令和8年度農地等利用最適化推進施策についての意見について、原案のとおり決定いたします。
	次に、報告を事務局よりお願ひします。
次長	議案書20ページ、報告第1号から47ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。
	閉会のことばを、尾形会長代理よりお願ひいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第27回総会を終了いたします。

(午後3時30分)

令和7年9月18日

これは、福島市農業委員会第27回総会の議事録であることを証するため
署名する。

福島市農業委員会

会長 中村謙一

議事録署名人7番 山岸由美子

議事録署名人18番 柴田徳男